

本資料のうち、枠囲みの内容は、営業秘密または防護上の観点から公開できません。

資料番号	TK-1-403 改 1
提出年月日	平成 30 年 6 月 11 日

S A クラス 2 ポンプにクラス 1 容器の応力評価の規定を用いる妥当性について

1. P V B 規定準用の妥当性について

①

⇒クラス 2 ポンプの解説において、ケーシングカバーの構造強度の規定は、クラス 2 容器の規定を採用したものと示されている。

②

⇒クラス 2 容器の規定は、クラス 1 容器の規定に準ずることができると示されている。

よって①及び②より、クラス 2 ポンプのケーシングカバーに P V B 規定を準用することは、構造強度の評価において妥当である。

2. 許容値に許容引張応力 S を用いる妥当性について

以下、①～③の内容により、クラス 1 容器の規定の許容値に許容引張応力 S を用いることは妥当であると考える。

① 上記 1. ②より、「クラス 2 容器の材料および構造の規格は～（省略）」とあり、クラス 2 機器で使用可能である材料は、「クラス 1 の規定に準じた評価に適用させることが出来る」と読めること。

② 材料の S_m 値については「降伏点 S_y の $2/3$ 又は引張強さ S_u の $1/3$ 」、S 値については「降伏点 S_y の $5/8$ 又は引張強さ S_u の $1/4$ 」と定義されており S 値の方が保守的であること。実際に当該ポンプケーシングカバーの材料 [] では $2/3 \cdot S_y = 143 \text{ MPa}$, $1/3 \cdot S_u = 133 \text{ MPa}$ であることから $S = 100 \text{ MPa}$ の方が保守的である。

③ [] の類似材料である [] においては $S_m = 130 \text{ MPa}$, $S = 103 \text{ MPa}$ (150°C) と規定されており、S が保守的な数値であることは明らかであること。

参考資料

降伏点及び引張り強さは、材料の引張り試験の結果求められる。

求められた降伏点及び引張り強さを基に、設計応力強さ S_m 及び許容引張応力 S を定義している。

